

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	行政書士法人アシスト合同法務事務所
登録番号又は法人番号	1201701
所属する単位会	大阪府行政書士会
処分内容（種類）	6 か月間の会員の権利の停止 (会則第 4 7 条の 3 第 1 項第 2 号)
事務所名称	行政書士法人アシスト合同法務事務所
事務所所在地	大阪府大阪市中央区南新町二丁目 2 番 1 0 号 太平第 2 ビル 3 F
処分年月日	令和 8 年 8 月 2 5 日
上記処分をした理由	被処分者は、同法人で雇用する使用人行政書士が、同法人の業務提携先である行政書士法人でない法人の従業者であるかのような外観を生じさせた上で業務遂行することを放置した。また、同代表社員は、受任した業務にかかる業務報酬の請求を前記行政書士法人でない法人が行うことを容認し、あたかも当該業務を同法人が遂行したかのような外観を生じさせた。これらの行為は、行政書士法人としての名義管理及び業務運営の適性を欠くものであり、行政書士制度の信用を害するおそれのあるものであり、処分が相当と判断される。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 10 条、日本行政書士会連合会会則第 61 条第 2 項、大阪府行政書士会会則第 40 条、大阪府行政書士会会則第 44 条第 2 項に違反した。